

令和4年度

高卒求人 受付～採用までの流れ

過去の求人を活用する場合

同じ職種であれば過去の求人票を活用することが可能です。過去の求人票に変更箇所を朱書き等で訂正して頂き、お申込みください。

（※過去の求人票がお手元に無い際はハローワークまでお問い合わせください（※データは2年程度を目途に削除されます））

新規求人申し込み場合

新規求人での募集もしくは新規の職種での募集を行う場合、申込書をご記入の上、お申込みください。

※これまでに募集した職種と別の職種を求人する際も新たに申込書をご記入して頂く必要があります。

マイページにて申し込み場合

ハローワークインターネットサービスからマイページにログインして頂き、お申込みください。

※マイページからのお申込みでも高校への提出には受付印が必要となりますのでご注意ください。

※マイページ開設についてはハローワークでの事前登録が必要です。

※平成31年度以前の高卒求人データは表示されません。新規求人申し込みより行ってください。

ハローワークへの申し込みについて

●事前申し込み期間：6月1日～6月30日 ※期間以降も申し込み可能です

※求人は窓口への来所、郵送、FAX、マイページにて受付可能です。

（その際は変更箇所等を分かりやすく表示頂くよう、ご協力をお願い致します。）

※マイページも含め、内容につきましてはハローワークにて確認後、ご連絡させて頂くことがございます。

※マイページ申請後、来所を促すページが表示される場合がございますがご来所は不要です。

※7/1に求人返却をご希望の場合、処理の都合上6月24日までに求人申込みを行うようお願い致します。期日以降に申し込まれた場合は7/1の求人返却をお約束できませんのでご了承ください。

【求人申込みに必要な書類】

- ・ 求人申込書（もしくは過去の求人票） ※募集したい職種につき1組必要です。
- ・ 送付先記入書
- ・ 【必要な場合のみ】推薦依頼高一覧表（ハローワーク指定書式または自社書式）
- ・ 【請負のみ】自主点検表
- ・ 【未提出の場合のみ】「事業所情報更新のお願い」及び「＜高卒＞求人票追加項目記入表」

※お手元に原紙がない場合はハローワークまでお問い合わせください

※マイページでお申し込みの場合、求人申込書以外の書類についてはFAX または郵送をお願いします。

次ページへ



7 / 1 以降 求人票返却・学校へ公開

※新型コロナウイルス感染症対策等の為、**今年度は、原則郵送での返却対応**とさせていただきます。また各学校への求人票につきましても持参での提出制限や注意事項を設けている場合がございます。別紙をご確認の上、ご提出ください。



7月～8月頃 職場見学・説明会の開催

※学生の希望に応じ、会社見学・説明会の実施にご協力ください。
※説明会の日付を指定する場合は求人票／補足事項または特記事項にその旨記載ください。
※見学等申し込みについては原則学校より行われます。



9月5日以降 学生の応募開始（応募書類送付）

※この時点ではまだ面接はできません。

※応募の際は学校より応募書類（全国高等学校統一用紙及び調査票）が提出されます。応募があった際は**選考日程を高校宛てにご連絡**ください。**応募書類は全国高等学校統一用紙以外の提出は認められません**のでお求めにならないようご注意ください。



9月16日以降 面接・選考／採否の決定

※応募者本人の適正・能力により公正な採用選考をお願いいたします。
※選考後速やかに採否を決定頂き、**学校宛てにご連絡**ください。



10月1日以降 複数応募の解禁

※9月中は1人1社しか応募できません。10月1日以降1人2社まで（茨城県内・県ごとに異なる）複数応募が解禁されます。複数応募を認めない場合は求人票の項目にその旨を記載ください。



3月／卒業式以降 入社

※卒業式以降入社が可能となります。自由登校期間の就労はできませんのでご注意ください。

令和4年度 高卒求人申込みについての注意点

●7月1日返却希望の方は6月24日(金)までにご提出ください

処理業務の都合上、6月25日以降に申請された高卒求人については7月1日の返却はお約束できませんのでご注意ください。

※7月1日以降も随時高卒求人の申込みは受付しております。

※6月中に求人票の返却はできませんのでご注意ください。

●計画的な採用をお願いします

今後の経営状況等を検討の上、募集人数は必要最低限として頂くようお願い致します。特に内定取り消しとなった場合、学生の一生に関わる重大な問題となりますのでご配慮の程、宜しくお願い致します。

(※万が一内定を取消とする場合は速やかにハローワークにご連絡ください。)

●高卒求人の有効期間について

高卒求人の有効期限は原則翌年6月末までとなります。

- ・募集人数を満たして採用した場合
- ・受付期間を過ぎた場合

上記の場合のみ期間途中でも求人を取り消すことができます。

採用計画上、翌年6月末まで募集が難しい場合は予め受付期間等を設定してください。

※受付期間の延長は可能ですが受理後に受付期間を設けることはできません。

●求人の申し込みは事業所内での確認を終了の上、ご提出ください

例年ハローワークに申請後、求人内容の変更のご連絡を頂くことがございますが原則申請前に事業所内で内容をご確認の上、ご提出するようご協力をお願い申し上げます。

(※誤字等はすぐにご対応致しますのでご連絡ください)

●面接・選考について

- ・集団面接
- ・採用試験の詳細(例：SPI、計算問題等)
- ・感染症対策によるオンラインでの面接 等

経験の少ない高校生には事前に十分な準備が必要となります。可能性の段階であっても詳細にご記載頂くようお願い致します。

※求人票に記載していない場合は、適性試験等を行うことはできません。

●必ず求人票に明記ください

「入社後出向する可能性がある」「就業場所が複数ある」「就業時間が変動する」等些細なことでも必ず求人票に明記してください。条件相違によるトラブルや早期離職を招く可能性があります。

●既卒者応募についてご注意ください

高卒者向けの求人で卒業して間もない求職者も同時に募集が可能となっております。

【紹介者】 ハローワークまたは各高等学校を介して応募

【対象者】 高校を卒業して間もない者

※対象期間は事業所で設定が可能です（求人票裏面に記載されます）

※就労経験の有無で応募の制限はできません。

【注意点】 高卒求人の内容と相違が無いよう採用してください。（※年齢給等は可）

・新卒者は正社員だが既卒者は契約社員で採用 ⇒不可

・新卒者にはつく手当が既卒者にはない ⇒不可 等

あくまでも新卒者と同じ扱いでの採用が可能な場合のみ既卒者応募を可とするようお願い致します。

●その他

●自動車運転免許について

生年月日の都合上、入社までに運転免許取得が難しい場合がございます。それが要因で応募を躊躇するケースが例年見受けられます。入社後の取得を了承いただける際は、求人票にその旨をご記載ください。

※この数年、自動車教習所の講習が感染症の影響で人数制限となっており、自動車免許の取得が大幅に遅れる事態となっております。今年度も同様のケースが見込まれますので事業所には寛大なご対応をお願い致します。

●推薦校について

求人を出す学校を指定したい際はご用意をお願い致します。

書式はハローワーク指定の様式、もしくは会社独自の様式でも受付可能です。学校に提出する際は求人票同様、ハローワークの受付印が必要となりますのでご注意ください。

●状況確認にご協力ください

例年 9 月末頃より、高卒求人の充足状況の確認をハローワークにて行っております（概ね 1 ～ 2 か月に 1 回程度）。お忙しい中恐縮ですが、ご協力の程お願い申し上げます。